

第3章 環境の現況と対策

第1節 大気環境【大気水質保全課】

1 大気の状態

継続的に大気汚染に係る測定を実施することにより、地域における大気汚染の状態を把握し、大気汚染防止対策の基礎資料とするため、環境基本法に基づき環境基準が定められている二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントの常時監視を実施している。

なお、大気汚染状態の適切な評価等の観点から、一酸化窒素、非メタン炭化水素及び風向・風速を併せて測定している。

平成9年4月1日に大気汚染防止法が改正され、有害大気汚染物質による大気汚染の状態を把握するための調査の実施が規定されたことから、平成9年10月に揮発性有機化合物9物質の測定を開始した。

また、光化学スモッグによる植物への影響についても調査している。

本県の大気環境は、常時監視の結果によると大気汚染物質の発生源が少ないにもかかわらず、地形的な条件や首都圏からの大気汚染物質の移流により、環境基準が達成されない項目がある。

(1) 大気汚染状態の常時監視の概況

大気汚染状態の常時監視は、一般環境大気測定局10局、自動車排出ガス測定局1局の計11局で行っている。なお、移動測定局は、平成14年1月から主要幹線道路周辺に設置し、浮遊粒子状物質の濃度を中心に測定している。

測定局の設置場所及び測定項目並びに環境基準の達成状況

測定局の設置場所及び測定項目は表2-3-1及び図2-3-1のとおりで、平成15年度における環境基準の達成状況は表2-3-2のとおりである。

表2-3-1 大気汚染状態常時監視測定局の設置場所及び測定項目 (H16.3.31現在)

測定局名	設置場所		用途 地域	環境基準項目					補助項目		設置 年度	
				SO ₂	CO	SPM	NO ₂	Ox	NMHC	WDWS		
一般環境 大気測定局	衛公研	甲府市富士見1-7-31	衛生公害研究所	住								S50
	大月	大月市大月町花咲1608-3	大月保健所	住								S51
	上野原	北都留郡上野原町上野原3758	上野原町役場	住								S56
	石和	東八代郡石和町市部448	石和保健所分室	住								H 2
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	吉田保健所	住								H 2
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	戸栗川橋北詰横	未								H 2
	小笠原	南アルプス市下宮地445-5	小笠原保健所	住								H 5
	都留	都留市田原3-3-3	南都留合同庁舎	住								H 5
	日下部	塩山市上塩後1239-1	東山梨合同庁舎	未								H 6
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	韮崎保健所	住								H 6
県庁自動車排出ガス	甲府市丸の内1-6-1	山梨県庁	商								S46	
移動測定局											H 4	

(備考) SO₂:二酸化いおう、CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、NO₂:二酸化窒素
Ox:光化学オキシダント、NMHC:非メタン炭化水素、WDWS:風向風速

図2-3-1 大気汚染状況常時監視測定局の配置

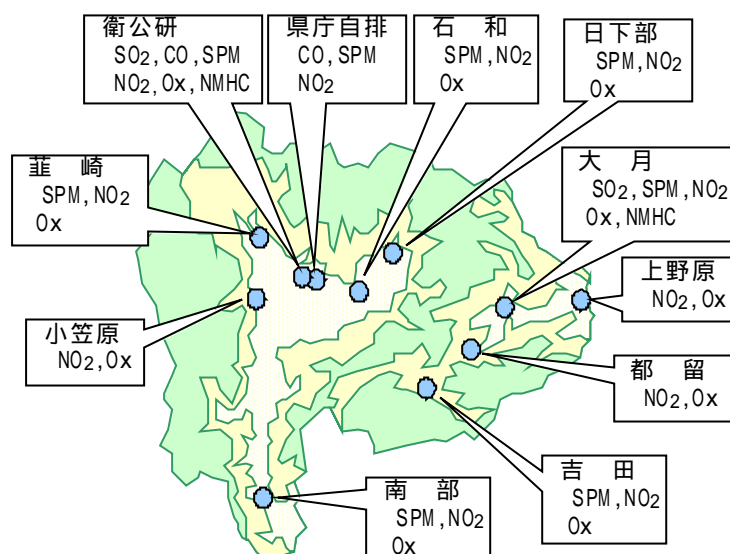


表2-3-2 平成15年度 大気汚染に係る環境基準の達成状況

環 境 上 の 条 件	二酸化いおう		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		二酸化窒素	光化学オキシダント
	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が0.10mg/□以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/□以下であること。	1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。			
測 定 局 数	2	2	2	2	8	8	1 1	1 0
有効測定局数	2	2	2	2	8	8	1 1	1 0
評 価 方 法	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価
達 成 測 定 局	衛公研・大月	衛公研・大月	衛公研・県庁自排	衛公研・県庁自排	衛公研・大月・石和・吉田・南部・日下部・葦崎・県庁自排	衛公研・大月・石和・吉田・南部・日下部・葦崎・県庁自排	衛公研・大月・上野原・石和・吉田・南部・都留・小笠原・日下部・葦崎・県庁自排	
非達成測定局								衛公研・大月・上野原・石和・吉田・南部・都留・小笠原・日下部・葦崎
達成率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	0 %

注) 評価方法

(1) 短期的評価(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、未達成と評価する。

二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

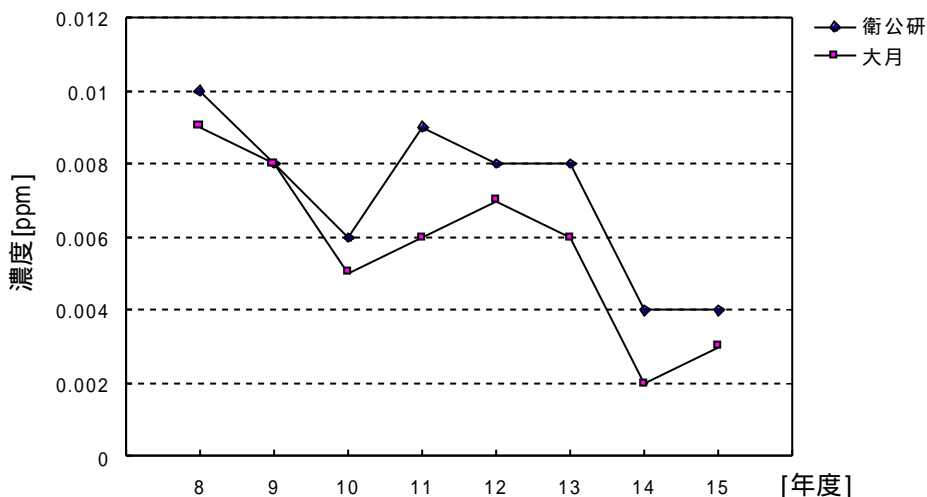
汚染物質ごとの測定結果の概況

ア 二酸化いおう (SO₂)

2測定局とも短期的評価及び長期的評価による環境基準を達成した。

なお、長期的評価による測定結果の経年変化は、図2-3-2のとおり低減傾向から横ばいの状態にある。

図2-3-2 二酸化いおう濃度の日平均値の年間2%除外値の経年変化

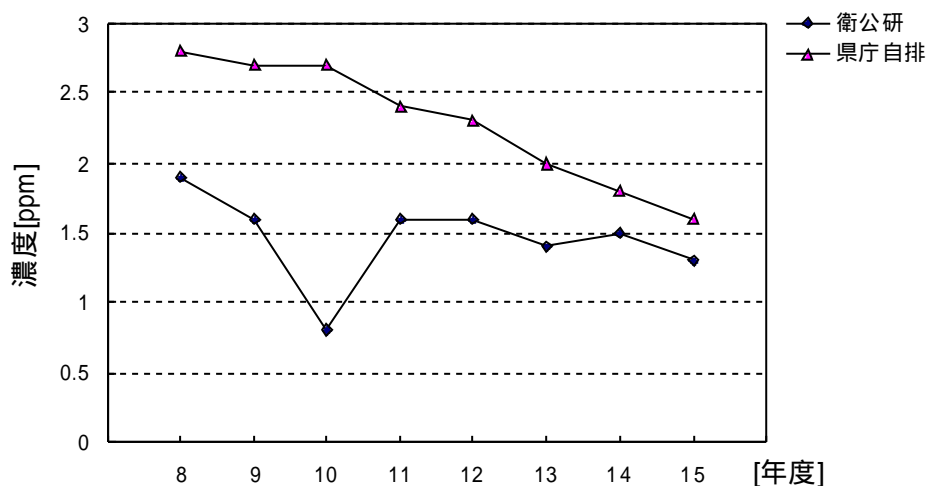


イ 一酸化炭素 (CO)

2測定局とも短期的評価及び長期的評価による環境基準を達成した。

なお、長期的評価による測定結果の経年変化は、図2-3-3のとおり低減傾向にある。

図2-3-3 一酸化炭素濃度の日平均値の年間2%除外値の経年変化



ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

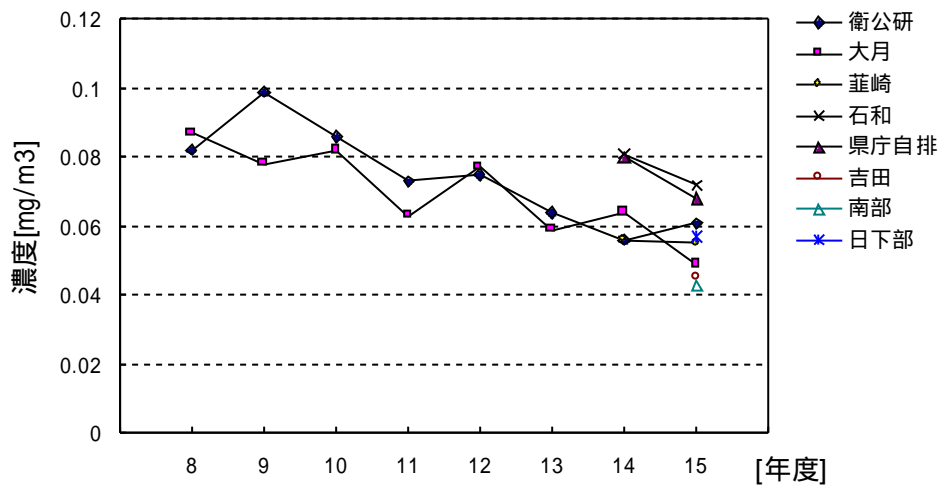
8測定局とも短期的評価及び長期的評価による環境基準を達成した。長期的評価による環境基準の達成状況は、表2-3-3のとおりである。

なお、平成2年度から測定を行っている衛公研測定局及び大月測定局の長期的評価による測定結果の経年変化は、図2-3-4のとおりやや低減傾向にある。

表2-3-3 浮遊粒子状物質の長期的評価による環境基準の達成状況

地点	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
衛 公 研		x	x	x	x	x	x		x						
大 月			x	x		x			-	x		x			
石 和															
葦 崎															
県庁自動車排ガス															
吉 田															
南 部															
都 留															

図2-3-4 SPM濃度の日平均値の年間2%除外値の経年変化



エ 二酸化窒素 (NO₂)

全ての測定局で長期的評価による環境基準を達成した。

県庁自動車排ガス測定局の長期的評価による測定結果は、0.04ppmから0.06ppmのゾーン内で、他の測定局は0.04ppm以下であった。

なお、長期的評価による測定結果の経年変化は、図2-3-5～図2-3-7のとおり概ね横ばいである。

図2-3-5 二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値の経年変化

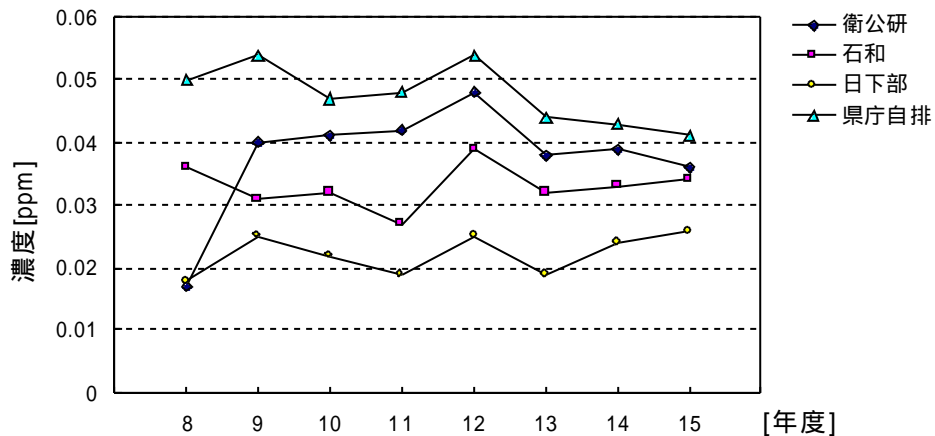


図2-3-6 二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値の経年変化

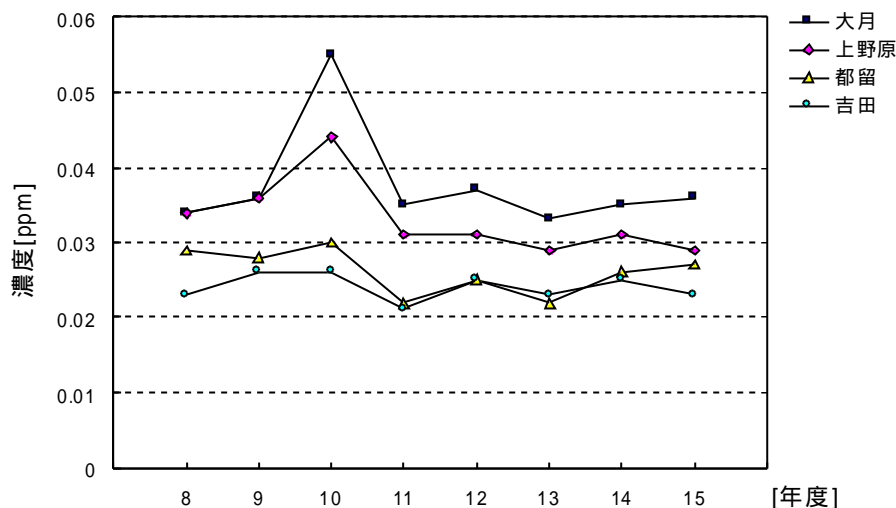
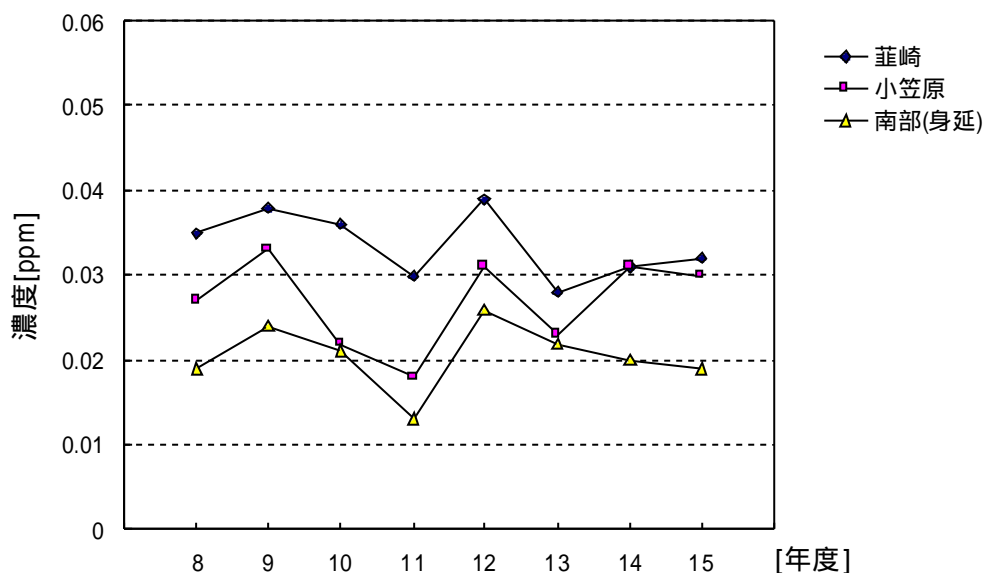


図2-3-7 二酸化窒素濃度の日平均値の年間98%値の経年変化



オ 光化学オキシダント (O_x)

10測定局とも短期的評価による環境基準を非達成だった。

なお、光化学オキシダント濃度の1時間値が0.06ppmを超えた時間数の割合を、平成14年度と比較すると図2-3-8～図2-3-10のとおり10測定局中7測定局で低下していた。

また、光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上という高濃度の出現日数及び時間数も(6)の光化学スモッグ対策の項の表2-3-10のとおり平成14年度の50%以下であった。

図2-3-8 光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた昼間の時間数の割合の経年変化

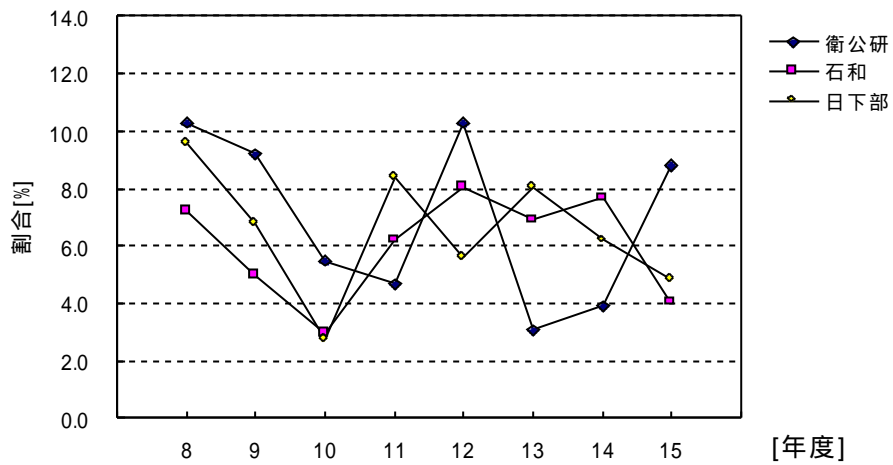


図2-3-9 光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた昼間の時間数の割合の経年変化

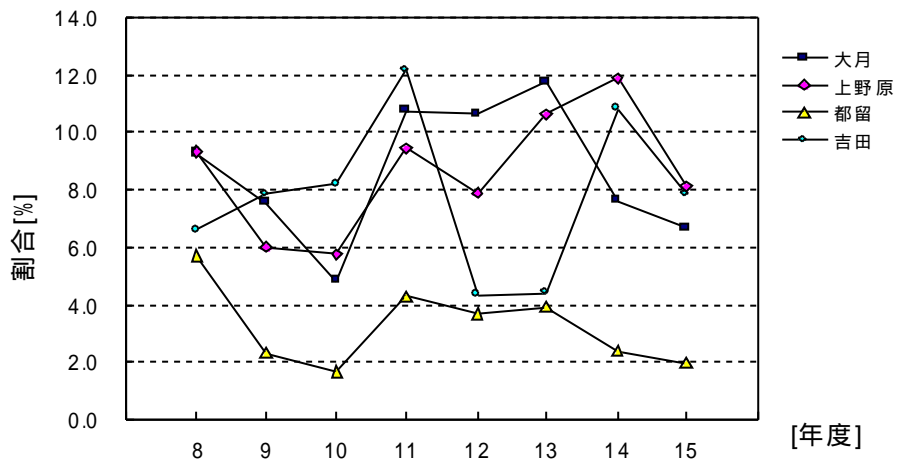
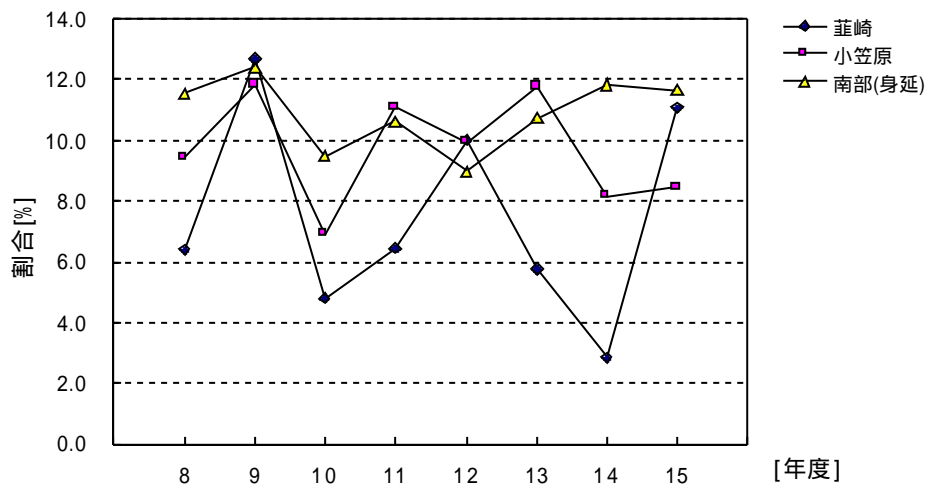


図2-3-10 光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた昼間の時間数の割合の経年変化

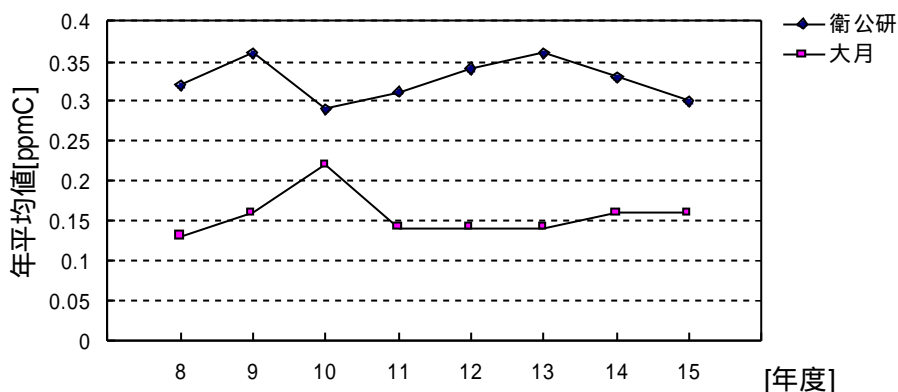


カ 非メタン炭化水素 (NMHC) (環境基準未設定)

指針の範囲の最大値である 0.31ppmC を超えた日が、衛公研測定局は108日、大月測定局は18日であった。

なお、午前6時から9時の3時間平均値の年平均値の経年変化は、図2-3-11のとおり概ね横ばいである。

図2-3-11 非メタン炭化水素濃度の午前6時～9時の
3時間平均値の年平均値の経年変化



キ 移動局による測定結果

主要幹線道路周辺における浮遊粒子状物質濃度を把握するため、場所を移動して測定を実施している。

設置場所及び浮遊粒子状物質の測定結果の概要

設置場所	石和町広瀬75 東八代合同庁		甲府市向町714 向町交差点近隣北側		
	4	5	6	7	8
1時間値の最高値	0.079	0.091	0.117	0.101	0.247
日平均値の最高値	0.054	0.056	0.069	0.071	0.128

単位：mg / m³

甲府市蓬沢1029-1 蓬沢交差点近隣南側				竜王町富竹新田1764-5 富竹新田交差点近隣北側			
9	10	11	12上	12下	1	2	3上
0.108	0.082	0.114	0.119	0.090	0.068	0.105	0.068
0.067	0.051	0.073	0.065	0.045	0.043	0.058	0.032

(2) 有害大気汚染物質の測定結果の概況

有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン並びに指針値（平成15年9月30日に環境省が設定した「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」をいう。）が設けられたアクリロニトリル及び塩化ビニルモノマーの2物質など、揮発性有機化合物9物質の測定を県内4地点で実施している。

環境基準の達成状況及び指針値との比較状況

平成15年度の測定結果における環境基準の達成状況を表2-3-4に、指針値との比較状況を表2-3-5に示した。

表2-3-4 平成15年度有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
測定地点数	4	4	4	4
達成地点	衛生公害研究所 大月保健所 吉田保健所	衛生公害研究所 大月保健所 吉田保健所 県庁自動車排ガス局	衛生公害研究所 大月保健所 吉田保健所 県庁自動車排ガス局	衛生公害研究所 大月保健所 吉田保健所 県庁自動車排ガス局
非達成地点	県庁自動車排ガス局			
達成率	75%	100%	100%	100%

表2-3-5 平成15年度有害大気汚染物質に係る指針値の比較状況

	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー
指針となる数値	年平均値 2μg/m ³ 以下	年平均値が 10μg/m ³ 以下
測定地点数	4	4
指針値を下回った地点	衛生公害研究所 大月保健所 吉田保健所 県庁自動車排ガス局	衛生公害研究所 大月保健所 吉田保健所 県庁自動車排ガス局
達成率	100%	100%

汚染物質ごとの測定結果の概況

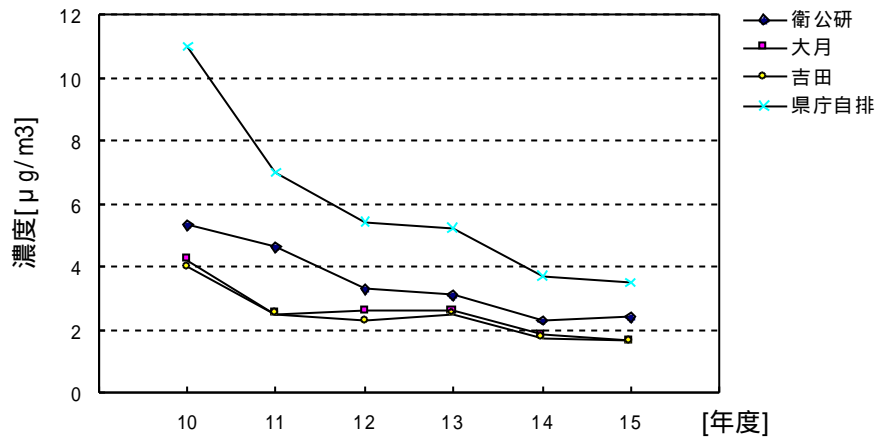
ア ベンゼン

衛公研測定局、大月測定局及び吉田測定局の地点では環境基準を達成したが、県庁自動車排ガス測定局地点は環境基準を非達成だった。特に、県庁自動車排ガス測定局の測定結果は、全国的にも高い値で推移している。

なお、これまでの濃度の経年変化は、図2-3-12のとおりすべての測定地点で低減傾向にあ

る。これは、平成12年1月に、ガソリン中のベンゼン含有率の規制値が5%から1%に強化されたためであると推定される。

図2-3-12 ベンゼン濃度の経年変化



イ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン

全ての測定地点で環境基準を達成しており、図2-3-13～図2-3-15のとおり環境基準に比べると低い値で推移している。

図2-3-13 トリクロロエチレン濃度の経年変化

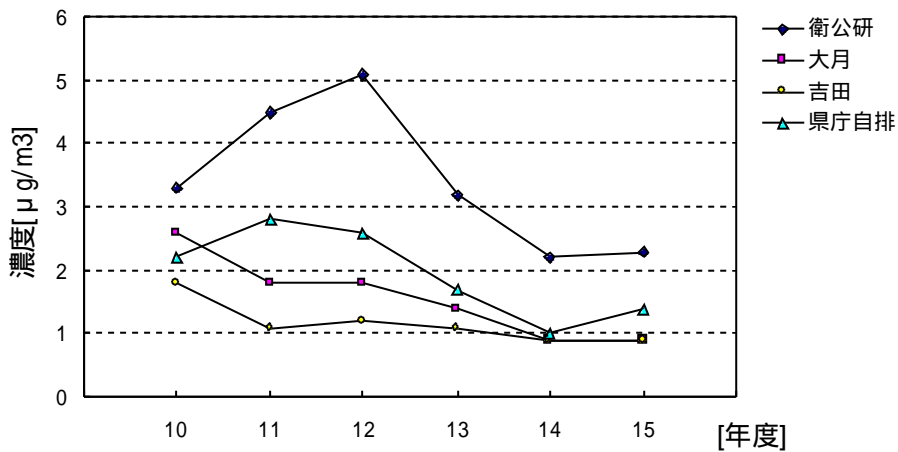


図2-3-14 テトラクロロエチレン濃度の経年変化

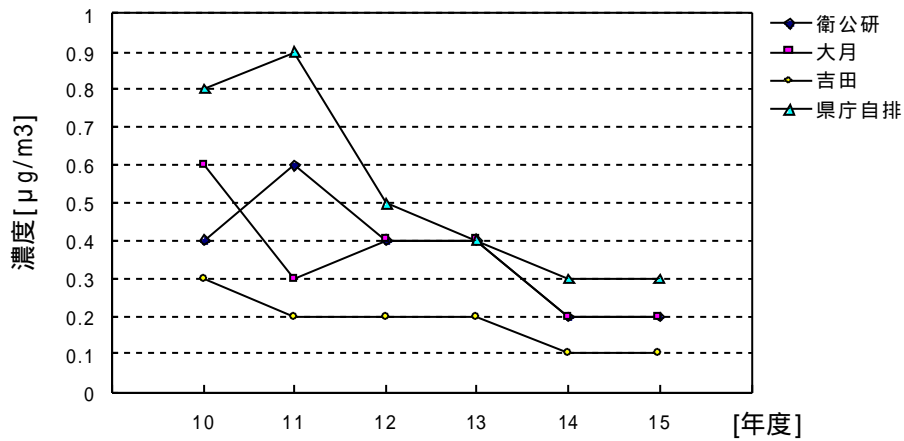
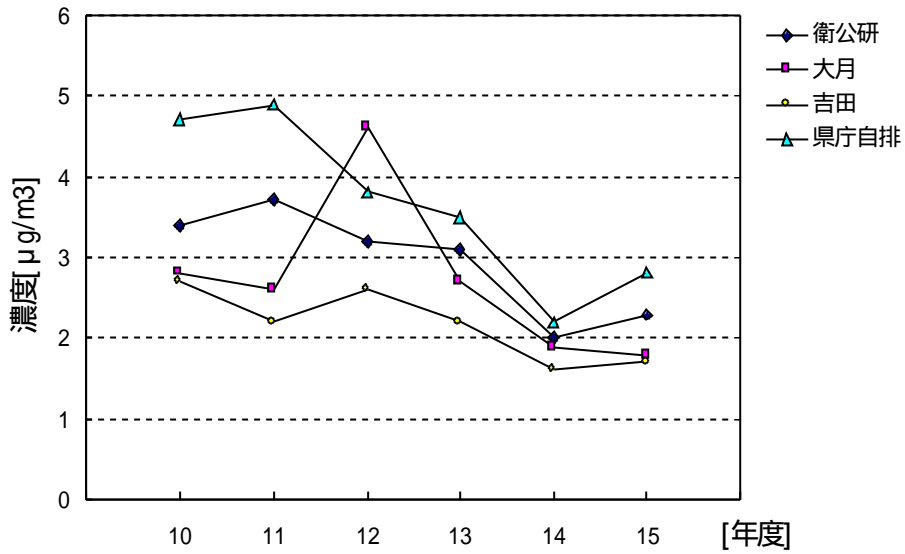


図2-3-15 ジクロロメタン濃度の経年変化



ウ アクリロニトリル及び塩化ビニルモノマー

平成15年9月30日付け環管総発第030930004号環境省環境管理局长通知で、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」が設定された。

この指針値と比較すると、アクリロニトリルの測定結果は $0.04 \sim 0.07 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で指針値の $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ より、塩化ビニルモノマーの測定結果はすべての地点が $0.02 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で指針値の $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ より大幅に低い値であった。

エ クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエン

全国の平成14年度の測定結果と比較すると、クロロホルム及び1,3-ブタジエンは高い地点があったが、1,2-ジクロロエタンは低かった。

(3) 植物影響調査

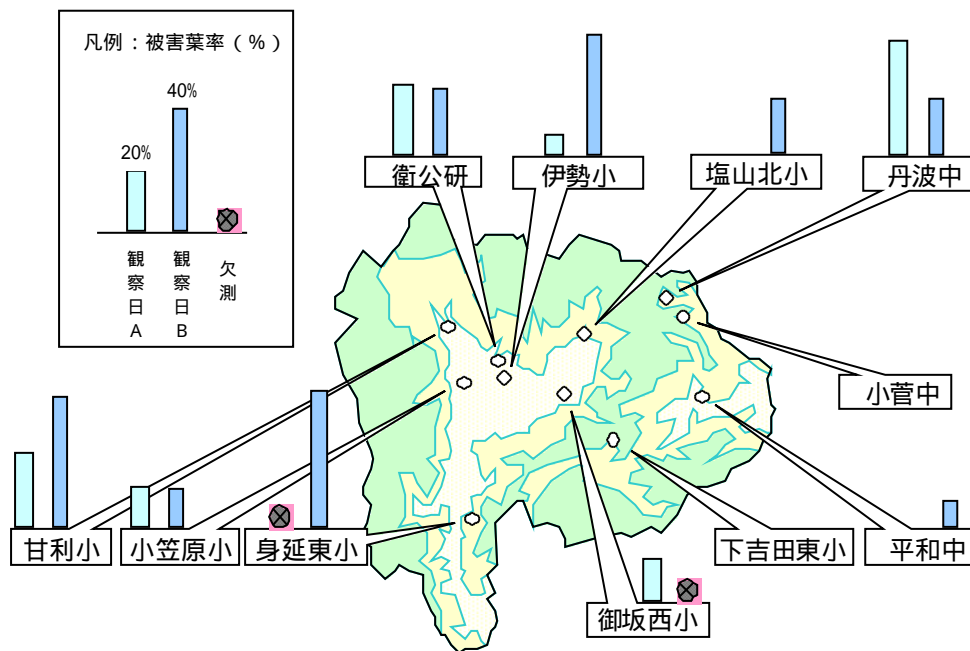
光化学オキシダントに対し感受性の高い植物であるアサガオ（品種：スカーレット・オハラ種）を使用して、光化学スモッグによる植物に対する影響を調査した。調査は、県内10か所の小中学校と衛生公害研究所（衛公研）でアサガオを栽培し、葉に白色斑点が現われるという被害を観察する方法で行った。各観察地点における調査結果は表2-3-6のとおりで、9か所の観察地点で葉への被害が観察された。また、調査結果における被害葉率を図2-3-16に示した。

表2-3-6 平成15年度 植物影響調査結果

観察地点	観察日 A (1回目)	被害 葉数 (枚)	被害 葉率 (%)	観察日 B (2回目)	被害 葉数 (枚)	被害 葉率 (%)	近傍測定局名	近傍測定局における光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた時間数
伊勢小	7月18日	0.7	7	8月4日	8.0	40	衛公研	33
小笠原小	7月17日	1.3	14	8月4日	3.3	13	小笠原	13
御坂西小	7月17日	1.3	14	-	-	-	石和	10
塩山北小	7月17日	0.0	0	8月1日	2.0	18	日下部	5
身延東小	-	-	-	8月22日	16.7	46	南部	52
甘利小	7月17日	1.7	25	8月1日	5.3	43	葦崎	19
下吉田東小	7月17日	0.0	0	7月31日	0.0	0	吉田	5
平和中	7月17日	0.0	0	7月29日	0.7	9	上野原	26
丹波中	7月18日	1.7	38	8月1日	1.7	19	上野原	26
小菅中	7月17日	0.0	0	7月31日	0.0	0	上野原	26
衛公研	7月18日	4.3	23	8月1日	4.7	22	衛公研	33

- 備考：(1) 数値は3株の平均値である。なお、2回目の被害葉率は1回目との合計である。
 (2) 被害葉率は株全体の現存葉数に対する被害葉数の割合(%) $(被害葉数 / 現存葉数 \times 100)$
 (3) 0.06ppmを超えた時間数は、7/1～7/31での時間数(南部は7/1～8/22での時間数)

図2-3-16 アサガオの被害葉率



2 大気汚染防止対策

大気汚染防止対策として、大気汚染物質の固定発生源である工場、事業場の立入検査を実施し、窒素酸化物等の有害物質、いおう酸化物及びばいじんの排出基準の遵守状況を厳重に監視し、適正な施設使用等の指導を行っている。

移動発生源対策としては、低公害車の導入に対する支援等により、低公害車の普及促進に努めている。

また、本県は、首都圏からの大気汚染物質の移流を主原因とする光化学スモッグ注意報の発令が多いため、光化学オキシダント濃度や光化学スモッグ注報の発令状況などの情報を広域的に収集している。さらに、市町村、報道機関等と密接な連絡体制を整え、光化学オキシダント濃度が高くなり、発令基準に達した場合には、光化学スモッグ注意報等を発令し、テレビ、ラジオ、市町村防災無線等を通じて地域住民への周知を図り健康被害の発生防止に努めている。

(1) ばい煙等の排出規制

平成15年度末現在の大気汚染防止法及び山梨県公害防止条例に基づく規制対象施設の届出数は表2-3-7のとおりである。

表2-3-7 林務環境部別 規制対象施設届出数

(平成16年3月31日現在)

種類 林務 環境部名	ばい煙発生施設									一般粉じん 発生施設		特定粉じん 発生施設		条例に基づく特定施設数				合計			
	ボイラー	乾燥炉	廃棄物 焼却炉	金属 溶解炉	ガス タービン	ディーゼル 機関	焼成炉 その他	小計		事業場数		事業場数		粉じん (製粉施設)	ばい煙 (廃棄物焼却炉)		小計		事業場数		
	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	
峡中	582	15	19	2	12	89	13	732	286	171	24			74	20	8	8	82	28	985	338
峡東	267	3	13		8	29	27	347	164	94	9			30	11	8	8	38	19	479	192
峡南	131	6	4	7	2	18	5	173	84	127	21	6	2	14	7			14	7	320	114
峡北	264	6	9	19	7	30	15	350	139	61	13			7	4	10	10	17	14	428	166
大月	133	4	7	7	6	15	3	175	101	179	15			32	17	11	10	43	27	397	143
吉田	416	5	9		4	14	2	450	214					42	15	6	6	48	21	498	235
合計	1,793	39	61	35	39	195	65	2,227	988	632	82	6	2	199	74	43	42	242	116	3,107	1,188
H15.3.31 現在	1,850	40	61	35	34	174	69	2,263	1,004	648	82	6	2	293	112	50	48	343	160	3,260	1,248

(2) 工場等に対する監視・指導

大気汚染防止法等に基づき、排出基準の遵守状況、自主検査の実施状況等を調査するため、各地域振興局林務環境部・衛生公害研究所が、ばい煙・一般粉じん・特定粉じん発生施設等を有する工場・事業場の立入検査を実施している。

平成15年度は、1,248の工場・事業場のうち364の工場・事業場について立入検査を実施し、ばい煙等の排出状況、施設の管理状況、法や条例に基づく届出内容の確認等を行った。

立入検査による行政指導件数は13件で、廃棄物焼却炉に係るものが9件、ディーゼル機関が3件、一般粉じん（破砕機、ベルトコンベア等）に係るものが1件であった。

これらの原因は、施設の不適正な使用や維持管理の不備で、施設の適正使用及び維持管理の徹底を事業者に注意指導するとともに、適正な焼却物の選定、法や条例に基づく自主検査の励行などを厳しく指導した。なお、立入検査実施状況は表2-3-8のとおりである。

表2-3-8 立入検査実施状況

区 分		年 度									
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ばい煙発生施設等	実施工場・事業場数	203	162	176	237	245	353	280	285	332	229
	勧告その他行政指導実施	25	18	18	10	10	10	3	7	16	12
一般粉じん・特定粉じん発生施設等	実施工場・事業場数	56	59	59	75	25	3	45	45	43	135
	勧告その他行政指導実施	4	4	3	3	1					1

(3) 窒素酸化物削減対策

本県の大気環境は、発生源が少ないにも関わらず良好な状況とは言えず、特に平成4年度には光化学オキシダントに係る緊急時の注意報発令日数が全国一となり、その後も毎年注意報を発令し、人的被害の報告がある年もあった。

このため、平成4年度から行ってきた光化学オキシダントの主原因物質である窒素酸化物・炭化水素類の排出実態調査、上空オゾン濃度調査及び高層気象観測等の結果をもとに、平成8年度に「大気拡散シミュレーションモデル」を作成した。

このモデルを用いて県内、県外の窒素酸化物等の排出状況から光化学オキシダントの発生量等を推計したところ、光化学オキシダントの将来日最高濃度（平成15年）は、大都市地域における自動車NOx法（現、自動車NOx・PM法）や各種対策等の対策の効果により現況に比べ低減することが予測された。

しかし、県内で排出されている窒素酸化物も光化学オキシダントの発生原因であることから、平成10年度に「窒素酸化物削減計画」を策定し、県内の窒素酸化物排出量を20%削減する目標を設定した。

この削減計画では、低公害車の普及やアイドリングストップ運動の推進等により自動車からの窒素酸化物排出量を24%削減する移動発生源対策と低NOx燃焼機器の普及やばい煙発生施設の適正使用等により窒素酸化物排出量を10%削減する固定発生源対策を推進している。

(4) 低公害車の普及促進

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の移動発生源である自動車の県内登録台数は、年々増加しており、自動車排出ガス対策の必要性が高まっている。国では、平成13年6月に自動車NOx・PM法を制定するとともに、排出ガス規制値の強化が行われるところであるが、本県においても、環境への負荷がより少ない自動車の普及が必要となっている。

県においては、低公害車を積極的に導入するため、平成9年3月に策定した「県有車両への低公害車導入方針」を見直し、平成13年3月に「県有車両への低公害車導入方針（第2次計画）」を策定し、平成15年度までに圧縮天然ガス（CNG）自動車を49台導入している。

また、第2次計画の目標年次が到来したが、引き続き、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質による大気汚染問題や二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化問題を解決することが急務となっていることから、県は率先して低公害車を導入することとし、平成16年2月に「県有車両への低公害車導入方針（第3次計画）」（適用：平成16年4月1日）を策定した。なお、この第3次計画の策定を契機に、平成8年4月に創設した山梨県低公害車指定制度は、国土交通省で平成12年3月に低排出ガス車認定実施要領を制定し、排出ガスレベルをステッカーで識別できる制度が普及してきたことに伴い、平成16年3月末で廃止した。

県では、ディーゼル自動車の低公害車への転換を進めるための支援として、路線バスへのC

NG自動車を導入する際の改造費を助成しており、平成15年度末までに43台のCNGバスが導入されている。

また、平成10年度からCNGトラックのリースに対する助成制度を設け、平成15年度までに8台が導入されている。平成15年度末の低公害車の普及状況は表2-3-9のとおりである。

表2-3-9 低公害車の普及状況（平成16年3月末現在）

種類	電気	メーノール	CNG	ハイブリッド	低燃費かつ低排出ガス認定車 [新～]	合計	登録自動車計	低公害車普及率
台数	1	0	116	961	48,862	49,940	441,107	11.3%

軽自動車・二輪車を除く。（国土交通省「低公害車都道府県別保有台数調査」）

CNG自動車の普及に不可欠な天然ガス充填所で一般に利用が可能な天然ガス充填所は、表2-3-10のとおり2か所である。

なお、小型燃料充填所を設置している事業所も2か所（山梨県庁構内、東京ガス（株）甲府支社内）となっている。

表2-3-10 天然ガス充填所

山梨県甲府天然ガススタンド	甲府市飯田3-2-34
ハイランドエコ・ステーション	南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663

（5）浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質（Suspended Particulate Matter。以下「SPM」という。）は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μ m（100分の1mm）以下の物質をいい、その主な発生源は、環境省の調査結果によると関東地域では自動車が34%、工場等が29%、火山活動等の自然界由来が24%で、そのうち自動車に由来するSPMは、ディーゼル車からの排出ガスが主原因であるとされている。また、大都市圏を中心に環境基準が達成できていない状況にある。

本県においては、平成13年6月に「山梨県自動車排出ガス対策庁内検討会議」を設置して、SPMの削減について検討を開始するとともに、平成14年度からSPMの測定体制の強化や主要幹線道路周辺におけるSPM濃度の把握などを開始した。

- ・ 庁内検討会議でのSPM削減対策の検討（13年度～）
- ・ 既存測定局へSPM計等の増設（14年度～16年度）
平成15年度：吉田、南部及び日下部の測定局
- ・ 移動測定局の活用による主要幹線道路周辺におけるSPM濃度の把握（14年度～15年度）
- ・ SPM成分等詳細調査（15年度～16年度）

今後は、これらの調査結果を基に、有識者や関係団体等を交えてディーゼル車の排出ガスに関する規制の必要性等について検討することとしている。

（6）光化学スモッグ対策

光化学オキシダント濃度の測定状況

本県における光化学オキシダントは、10測定局とも環境基準を非達成だった。

また、光化学スモッグ注意報の発令レベルである0.12ppm以上の出現状況は、表2-3-11のと

おりで平成15年度は3測定局だった。

県東部地域の上野原測定局及び大月測定局は、首都圏からの大気汚染物質の移流により、光化学オキシダントが高濃度となる状況が続いている。

表2-3-11 光化学オキシダント濃度の昼間（午前5時～午後8時）の

1時間値が0.120ppm以上の日数及び時間数

（日数/時間）

年度 測定局名	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
衛 公 研					1/ 1					
大 月	9/ 24	7/ 13	2/ 2	4/ 6	4/ 7	4/ 12	16/ 35	4/ 18	5/ 11	2/ 5
上 野 原	8/ 23	4/ 8	4/ 10	3/ 5	5/ 13	5/ 9	12/ 21	13/ 31	14/ 35	7/ 12
石 和									1/ 1	
吉 田	2/ 4			1/ 1	3/ 10					
身 延					3/ 14		2/ 6	2/ 5	-	-
富沢(移動局)	-	-	-	-	-		3/ 7	2/ 4	-	-
南 部	-	-	-	-	-	-	-	-	2/ 3	1/ 4
小 笠 原	-				2/ 6			1/ 4		
都 留										
日 下 部	-	-						1/ 2		
葦 崎	-	-		1/ 1	2/ 3					

緊急時対策の実施

光化学オキシダントによる大気汚染の緊急時に対処するため、昭和51年7月に「山梨県光化学スモッグ緊急時対策要綱」を制定して光化学スモッグ注意報等の発令を行い、光化学スモッグによる健康被害の発生防止に努めている。

注意報等の発令基準は、表2-3-12のとおりで、この基準に基づき平成15年度は、光化学スモッグ注意報を5日発令した。平成15年度の光化学スモッグ注意報の発令状況及び健康被害の届出状況は、表2-3-13のとおりであった。なお、健康被害の届出はなかった。

表2-3-12 光化学スモッグ注意報等発令基準

予 報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になることが予想され、当該状態が更に悪化することが予想される時
注 意 報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき
警 報	オキシダント濃度が0.24ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき
重大警報	オキシダント濃度が0.4ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき

表2-3-13 光化学スモッグ注意報等の発令状況及び健康被害の届出状況

	発令月日（曜日）	発令種類	発 令 地 域	健康被害の届出状況
平 成 15 年	1 4月18日（金）	注意報	上野原・大月	なし
	2 6月22日（日）	注意報	上野原	なし
	3 6月26日（木）	注意報	峡南南部	なし
	4 8月22日（金）	注意報	上野原・大月	なし
	5 9月 2日（火）	注意報	上野原	なし